

# リフォームにあたって

シーアイハイツ和光管理組合 理事長 草間 久夫

壁紙やカーペットの張り替えなどの内装、キッチンのガスコンロや電気温水器などの設備関係の更新など多くの住戸の方が何らかのリフォームの経験があるかと思います。最近では、壁を取り払って間取りを変更する、給排水ルートを変えるなど、さらにはもっと大がかりなスケルトンというリフォームが行われています。

これまでリフォームを行う場合の注意点については「管理組合たより」でもお知らせしていますが、いまだにトラブルが見受けられます。リフォームを行うにあたって特に重要なポイントを掲げました。

## ポイントその一

リフォームをしようかな・・・と考えたときに管理センターに相談すること。業者と契約してからでは手遅れの場合があります。

シーアイハイツ和光におけるリフォームには厳しい条件がありますので、業者の選び方も慎重にする必要があります。リフォームを考え始めたら必ず管理センターに事前に相談をしてください。

## ポイントその二

リフォームの規則(宅内営繕工事実施規則)には居住者及び工事施工業者の守るべきことが決められています。特に申請をいつまでに行うか、どんな書類が必要か等々の手順を知ることがリフォームをスムーズに進めるためにも重要なポイントです。

管理センターには宅内営繕工事の申請・承認に必要なことをリーフレットとして用意しています。施工業者だけでなく施主となる皆様にも内容を理解いただきたいと思います。分からないことがありましたらなんでも聞いてください。



## ポイントその三

リフォーム工事が始まってからも施主となる皆様が責任をもって施工業者を指導してください。特に次のことに注意してください。

- ①工事に伴う騒音、ほこり、臭気などの発生で近隣に影響を及ぼします。これらの点に十分注意をして工事を進めて下さい。
- ②廃材等の処分・運び出しにあたっては、通路、エレベーター、エントランスへの養生を行うとともに、毎日の作業終了時には床養生の清掃を行うよう指示してください。
- ③リフォーム中居住しない場合は、工事の様子が分からないと思います。近隣との思わぬトラブルが生じることがあります。工事中の進行状況を十分に把握して近隣に迷惑のかからないよう配慮をお願いします。

## 参考

- シーアイハイツ和光管理規約第19条の2
- 宅内営繕工事実施規則
- 「管理組合たより」第203号(平成24年6月。宅内営繕工事Q&A.)、第215号(平成26年6月。リフォーム・設備機器の入れ替えにあたっての注意とお願い)

## 第一商業棟の外壁改修工事が行われています

現在、シーアイハイツ和光第一商業棟外壁改修工事が行われています。(来年2月末まで)足場の設置、駐輪スペースの移動のため、通路が狭くなっています。安全には十分に配慮をして作業を行います。住民の方も注意して通行してください。ご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

また、作業の工程に伴い危険回避のためE棟東側通路を通行止めにする期間があります。

